

別添1

都市計画法に基づく公共施設の用に供する土地の帰属に係る不動産登記嘱託書様式について

(注)

- 一 嘱託書にあらかじめ印刷された不動文字のうち、不要の文字を削除するには、単に縦線で削除するのみで足り、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第45条第2項の規定による手続きを要しない。
- 二 嘱託年月日は、「算用数字」又は、「一、二、三」のいずれの文字によつて記載しても差し支えなく、必ずしも「壺、弐、参、拾」の文字を用いることを要しない。
- 三 添付書類の表示は、添付した書類を概括的に、たとえば、会社等の法人の代表者の資格を証する登記事項証明書、資格証明書、委任状等は「代理権限証書」と、所有者の住所を証する住民票記載事項証明書は「住所証明書」と記載すれば足りる。なお、添付書類の通数を記載することを要しない。
- 四 不動産登記規則第37条第1項の規定により添付情報を省略する場合には、嘱託者の添付書類の項の当該添付書類の表示の下部に、前件に添付したものを援用する場合は「前件添付」と、後件に添付したものを援用する場合には「後件添付」と記載する。